

## 山口県賃貸住宅入居サポート事業について

### 1 山口県賃貸住宅入居サポート事業の概要

賃貸住宅の「保証人」の機能を代替する「山口県賃貸住宅入居サポート事業」を実施します。各不動産会社様におかれましては、ご理解いただきご協力のほどよろしく願いいたします。

事業名称	山口県賃貸住宅入居サポート事業
実施主体	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
事業対象者	・本事業を利用して自立した日常生活を送ることが期待できる者であって、山口県内の賃貸住宅に入居を希望する者。 ・入居時の保証人の確保や家賃債務保証会社の利用ができないため賃貸住宅への入居が困難な者。 ・生活保護受給者または、それと同等な者（生活困窮者自立支援事業対象者等） ・医療・保健・福祉サービスを利用している者若しくは今後利用する見込みの者。
事業対象住宅	事業における債務保証の契約が可能である山口県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会山口県本部会員が仲介管理する賃貸住宅
保証の対象	滞納家賃
保証の限度額	25万円以内（月額家賃6か月分に相当する額を上限とする。）
保証料（2年）	12,000円
年間件数	20～30件程度

事業の対象者としては、住居を喪失している者又はその恐れのある者になるので、その多くが生活保護受給につながるが見込まれますが、以下のような事例も想定されます。

#### 住居を喪失しているケース

- 寮付の派遣労働をしていたが解雇となったため住む家もお金もない。失業保険受給資格があるため総合支援資金の貸付も利用できない。当面は失業手当と住宅確保給付金を受けて求職活動をしたい。
- 車上生活をしながら知り合いの日雇い労働を手伝っている。

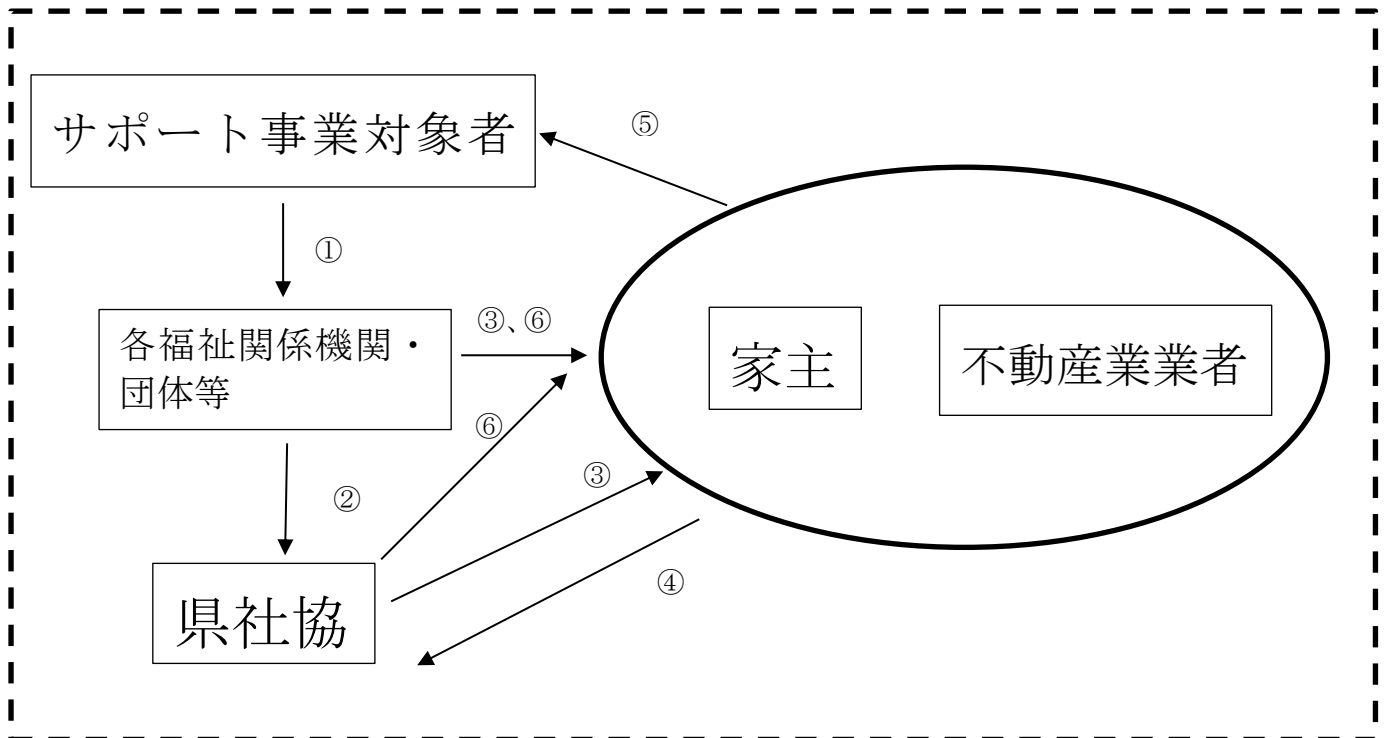
#### 住居を喪失する恐れのあるケース

- 友人宅に間借りして就労しているが、関係悪化により退去せざるを得なくなった。

◎具体的な支援の流れ

① ② 相談受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各福祉関係機関・団体等にて相談受付を実施。</li> <li>・事業対象者であれば、利用申込書等一式を県社協へ送付。</li> </ul>
③ 不動産照会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各福祉関係機関・団体から該当不動産協会、家主に確認</li> </ul>
④ ⑤ 契約締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸住宅入居サポート契約締結（利用者と県社協）</li> <li>・利用者が保証料を納付（一括又は分割）</li> <li>・債務保証契約締結（賃貸人と県社協）</li> <li>・賃貸借契約締結（利用者と賃貸人）</li> </ul>
⑥ 滞納発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産会社から県社協に滞納状況の報告（滞納1カ月分時点で県社協、各関係機関が支援を行う）</li> <li>・事実確認のため県社協が自宅訪問を実施した後、請求書に基づき、家賃の滞納分を家主又は管理する不動産会社へ振込。</li> </ul>

<山口県賃貸住宅入居サポート事業 イメージ図>



【問い合わせ先】

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

地域福祉部 地域福祉班

TEL 083-924-2828 FAX 083-924-2847

Eメール chiiki@yg-you-i-net.or.jp